

金山町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

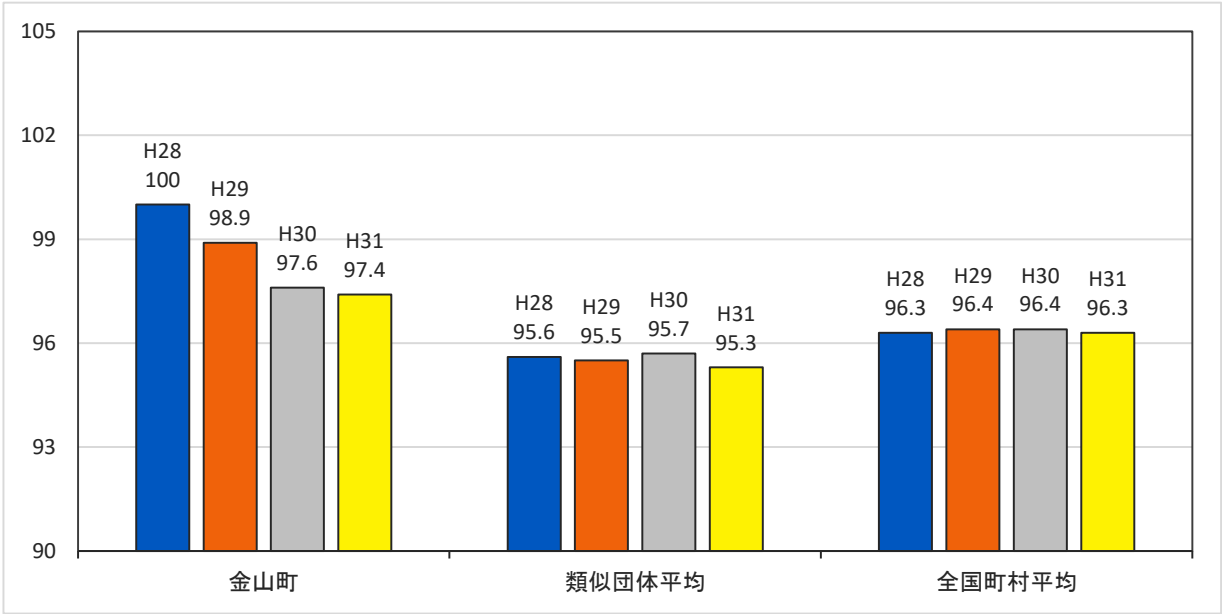
区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 2,102	千円 2,885,340	千円 162,011	千円 515,170	% 17.9	% 15.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
30年度	人 56	千円 192,507	千円 33,413	千円 75,645	千円 301,565	千円 5,385	千円 5,469

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数。

※平成31年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

~~実施~~・未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準拠し給料表の見直しを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	40.3 歳	293,243 円	355,278 円	320,347 円
福島県	42.8 歳	328,700 円	408,299 円	359,687 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	40.5 歳	291,820 円	342,831 円	317,494 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	61 歳	323,700 円	340,035 円	336,157 円
福島県	56.1 歳	330,600 円	369,217 円	345,431 円
国	50.9 歳	287,312 円	- 円	329,380 円
類似団体	53.3 歳	278,773 円	301,250 円	289,501 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当がふくまれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給状況 (31年4月1日現在)

区分		金山町		福島県		国	
一般行政職	大学卒	184,900	円	191,600	円	180,700	円
	高校卒	151,900	円	156,400	円	148,600	円
技能労務職	高校卒	163,900	円	154,300	円	-	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (31年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上 15年未満		経験年数15年以上 20年未満		経験年数20年以上 25年未満		経験年数25年以上 30年未満	
一般行政職	大学卒	-	円	-	円	-	円	-	円
	高校卒	220,300	円	-	円	-	円	348,700	円
技能労務職	高校卒	-	円	-	円	-	円	-	円

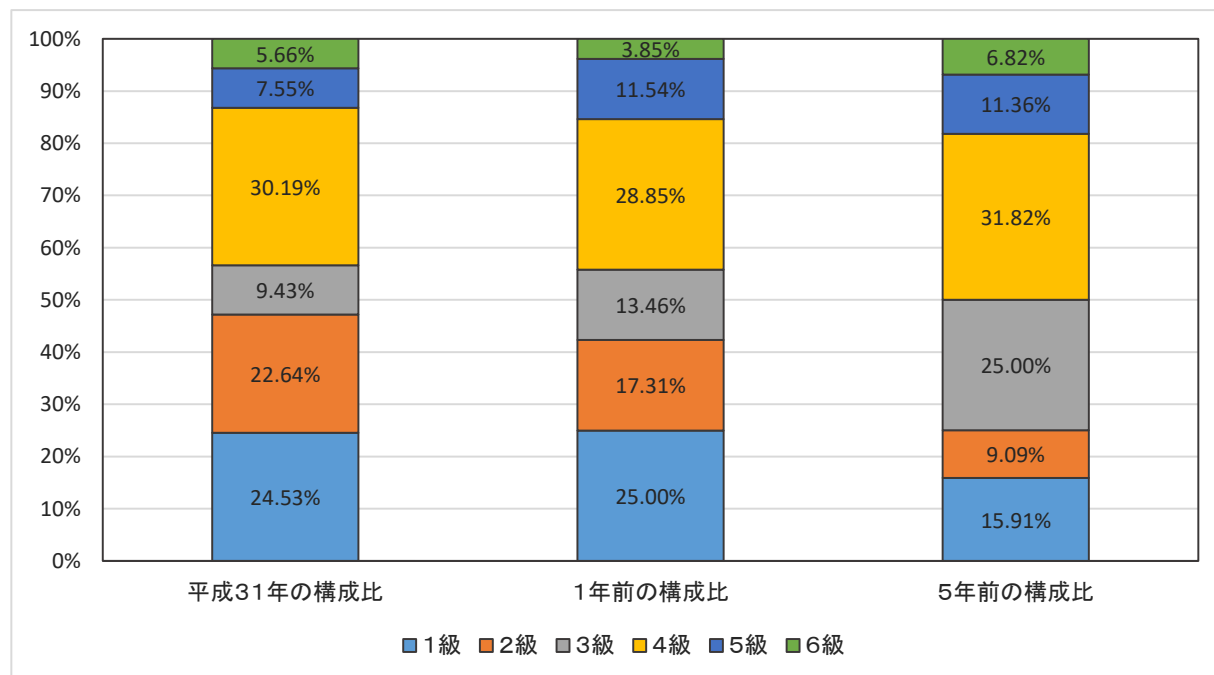
(注) 「-」は在職職員がいない、または2人以下であることを示します。

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (31年4月1日現在)

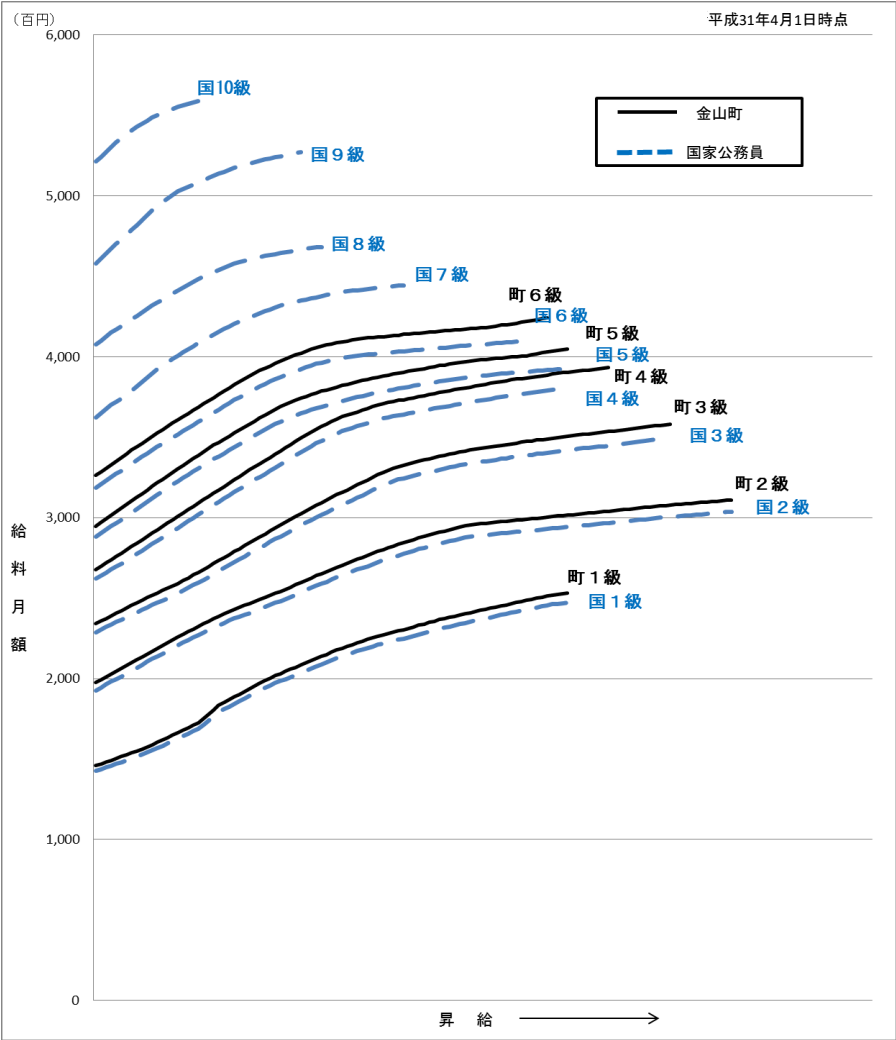
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	13人	24.53%	147,300円	253,300円
2級	主査	12人	22.64%	198,700円	311,100円
3級	係長・主任主査・主査	5人	9.43%	235,100円	358,200円
4級	主幹・係長	16人	30.19%	268,700円	393,300円
5級	課長	4人	7.55%	295,300円	404,900円
6級	課長	3人	5.66%	326,400円	424,100円

(注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (31年4月1日現在)



(3)昇給への勤務成績の反映状況

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

4. 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

金山町				福島県				国			
一人当たり平均支給額 (30年度)				一人当たり平均支給額 (30年度)				—			
1,445 千円				1,791 千円							
(30年度支給割合)				(30年度支給割合)				(30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.55 月分	1.85 月分			2.55 月分	1.85 月分			2.55 月分	1.85 月分		
(1.40) 月分	(0.90) 月分			(1.40) 月分	(0.90) 月分			(1.40) 月分	(0.90) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
				・管理職加算 15～25%				・管理職加算 10～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)			○		○
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2)退職手当 (31年4月1日現在)

金山町			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		

(注) 退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められている。

(3)地域手当（31年4月1日現在）

該当なし

(4)特殊勤務手当（31年4月1日現在）

該当なし

(5)時間外勤務手当

支給実績（30年度決算）	14,288 千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	255 千円
支給実績（29年度決算）	13,550 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	246 千円

(6)その他の手当（31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （30年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （30年度決算）
扶養手当	別に記載	同じ	別に記載	7,864 千円	231,294 円
住居手当	〃	異なる	〃	3,149 千円	185,235 円
通勤手当	〃	異なる	〃	4,007 千円	72,854 円
管理職手当	〃	異なる	〃	1,956 千円	243,312 円
寒冷地手当	〃	異なる	〃	4,390 千円	65,401 円

○扶養手当

扶養親族の要件	支給額
配偶者	6,500
子	10,000
父母等	6,500
特定期間の加算	5,000

○住居手当

1. 職員の居住する借家・借間

支給要件	自ら居住するための住宅を借り受け、現に該当住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員	
支給額	家賃20,500以下の場合	家賃額－9,500円
	家賃20,500円を超え、52,500円未満の場合	（家賃－20,500円）×1/2＋11,000円
	家賃52,500円以上の場合	27,000円

2. 配偶者の居住する借家・借間

支給要件	(1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
支給額	「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2の額

○通勤手当

1. 交通機関利用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額

2. 自動車等の使用車

支給要件	通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合通勤距離が片道2km以上であること
支給額	下記支給額のとおり

使用距離区間

	片道の使用距離			支給額
支給額	2km	～	4km	2,000円
	4km	～	6km	3,100円
	6km	～	8km	4,400円
	8km	～	10km	5,600円
	10km	～	12km	6,800円
	12km	～	14km	8,100円
	14km	～	16km	9,300円
	16km	～	18km	10,600円
	18km	～	20km	11,800円
	20km	～	22km	13,100円
	22km	～	24km	14,300円

○管理職手当

役職	支給額
6級の課長、課長相当職	21,000円
5級の課長、課長相当職	20,200円

○寒冷地手当

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

5. 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	町長	701,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額	
				840,000	円／ 416,500 円
	副町長	567,000	円	705,000	円／ 415,000 円
報酬	議長	253,000	円	395,000	円／ 160,000 円
	副議長	204,000	円	310,000	円／ 140,000 円
	議員	183,000	円	290,000	円／ 130,000 円
期末手当	市区町村長	(30年度支給割合)			
		3.0 月分			
	副町長				
	議長	(30年度支給割合)			
		3.0 月分			
	副議長				
退職手当		(算定方法)		(1期の手当額)	
	町長	701,000×在職月数×48/100		16,151,040	円 任期毎
	副町長	567,000×在職月数×29/100		7,892,640	円 任期毎

6. 職員数の状況

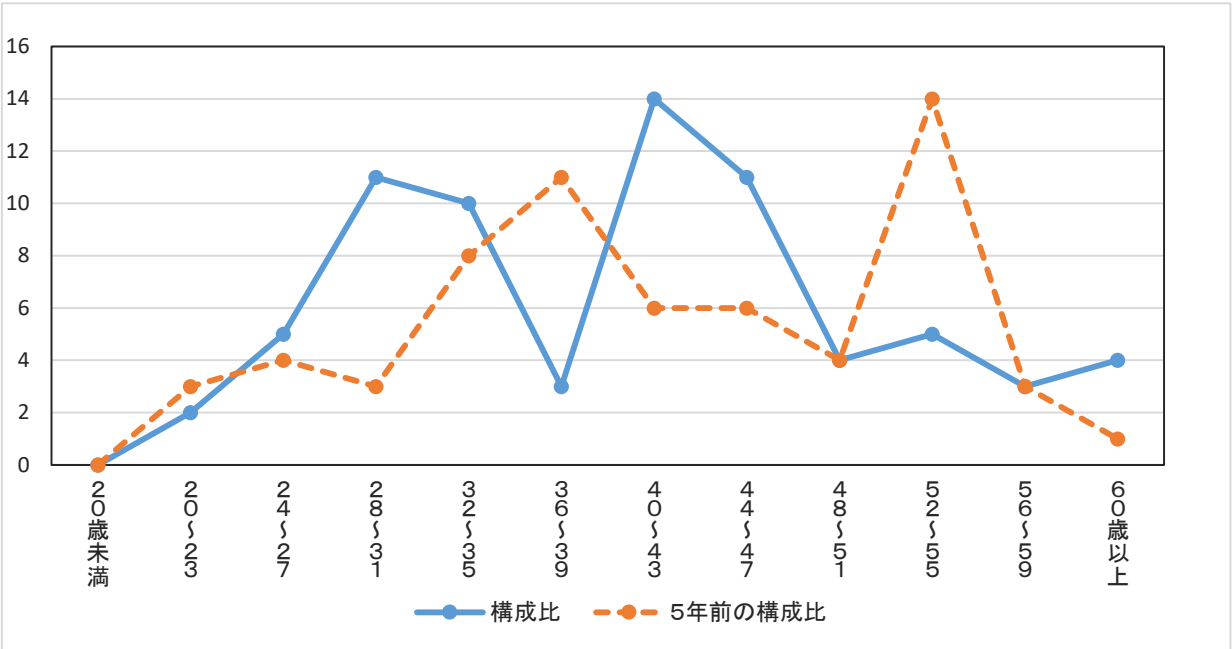
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年増減数	主 な 増 減 理 由
部門		平成30年	平成31年		
一般行政部門	議会	1	1	0	業務量増加対応 昨年臨時職員で対応した分の減員回復
	総務	18	19	1	
	税務	2	3	1	
	農水	7	7	0	
	商工	3	3	0	
	土木	7	7	0	
	民生	9	11	2	未満児の増加、職員派遣
	衛生	3	3	0	
特別行政部門	小計	50	54	4	
	教育 (教育長を含む)	6	6	0	
	小計	6	6	0	
公営企業等	病院	5	5	0	
	水道	1	1	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	3	3	0	
	小計	12	12	0	
合計		68 [96]	72 [96]	4	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	5人	11人	10人	3人	14人	11人	4人	5人	3人	4人	72

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	44	44	46	45	51	55	11 (25%)
教育	7	6	6	6	6	6	-1 (-14%)
普通会計計	51	50	52	52	57	61	10 (20%)
公営企業等会計計	11	11	12	12	12	13	2 (18%)
総合計	62	61	64	64	69	74	12 (19%)